

平成28年12月

伊那市議会定例会議案書

平成28年11月28日

平成28年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について……	1
議案第2号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について…	4
議案第3号	市道路線の変更について……	7
議案第4号	伊那中央行政組合規約の変更について……	8
議案第5号	伊那市組織条例等の一部を改正する等の条例……	10
議案第6号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…	14
議案第7号	伊那市税条例等の一部を改正する条例……	16
議案第8号	伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例……	24
議案第9号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例の一部を改正する条例……	26
議案第10号	伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例……	28
議案第11号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……	29
議案第12号	伊那市短期入所施設条例を廃止する条例……	30
議案第13号	伊那市火葬場条例の一部を改正する条例……	31
議案第14号	伊那市霊園条例……	33
議案第15号	伊那市山荘条例の一部を改正する条例……	40
議案第16号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例……	41
議案第17号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……	44
議案第18号	伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例……	46
議案第19号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……	47
議案第20号	伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例……	51
議案第21号	伊那市下水道条例等の一部を改正する条例……	54
議案第22号	公の施設の指定管理者の指定について……	60
議案第23号	平成28年度伊那市一般会計第3回補正予算について……	67
議案第24号	平成28年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について…	68
議案第25号	平成28年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……	69
議案第26号	平成28年度伊那市簡易水道事業特別会計第1回補正予算について…	70
議案第27号	平成28年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について……	71

議案第28号 平成28年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………72

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

箕輪町との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
------	--------	--	--	--

」を

「

産業	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによ
----	--------	---	--	--

振興		する。	築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施	る行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
福祉	子育て環境の充実	圏域の子育て環境の充実を図るため、子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取組を推進する。	・子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供 ・圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築	・子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供 ・圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地

長野県伊那市

伊那市長

印

乙 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

長野県上伊那郡箕輪町

箕輪町長

印

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり変更することについて、伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

南箕輪村との間において平成 28 年 1 月 7 日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）とは、平成28年1月7日に締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表1中

「

産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
------	--------	--	--	--

」を

「

産業	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによ
----	--------	---	--	--

振興		する。	築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施	る行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施
福祉	子育て環境の充実	圏域の子育て環境の充実を図るため、子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取組を推進する。	・子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供 ・圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築	・子育て拠点施設を活用した圏域内の住民向けサービスの提供 ・圏域内の子ども子育て関連事業間における協力体制の検討及び構築

」に

改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地

長野県伊那市

伊那市長

印

乙 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1

長野県上伊那郡南箕輪村

南箕輪村長

印

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-0231	小黒大坊線	前	西町 5450番先	西町 5417番先		メートル 1,974.3	メートル 3.5~8.1
		後	西町 5372番1先	西町 5417番先		1,922.3	3.5~8.5
I-1528	小黒小黒原線	前	西町 5472番4先	西町 7227番66先		1,776.7	3.4~5.1
		後	西町 5306番1先	西町 7227番66先		1,856.7	3.4~7.2
I-0125	環状南線	前	西町 5111番9先	上新田 2121番先		1,598.6	16.7~21.7
		後	西町 6105番1先	上新田 2121番先		2,900.6	9.0~21.7

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、市道環状南線整備に伴い、路線を整理するため、提案するものであります。

伊那中央行政組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、伊那中央行政組合同規約（昭和 38 年長野県指令 38 地第 274 号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

病院事業の経費の負担に係る規定を改正することに伴い、伊那中央行政組合同規約を変更するため、提案するものであります。

別紙

伊那中央行政組合同規約の一部を変更する規約

伊那中央行政組合同規約（昭和38年長野県指令38地第274号）の一部を次のように変更する。

別表の1中

「

	建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む。）	その他の一般経費
--	--------------------------------	----------

」を

「

	建設費（建設用地の取得に係る経費及び建設費の償還金を含む。）（右欄に掲げるものを除く。）	建設費（病児・病後児保育事業に係るものに限る。） その他の一般経費
--	--	--------------------------------------

」に

改める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。

伊那市組織条例等の一部を改正する等の条例

(伊那市組織条例の一部改正)

第 1 条 伊那市組織条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 水道部の項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とする。

(伊那市特別会計条例の一部改正)

第 2 条 伊那市特別会計条例（平成 1 8 年伊那市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 第 3 号を削る。

(伊那市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊那市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 水道事業（伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 0 3 号）第 1 条第 1 項に規定する水道事業をいう。）
- (2) 下水道事業（伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 1 条第 2 項に規定する下水道事業をいう。）

(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 第 1 項中「伊那市水道事業」の次に「及び伊那市簡易水道事業（飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「、戸別合併処理浄化槽事業」を「及び戸別合併処理浄化槽事業」に改める。

第 2 条 第 2 項中「上水道」を「水道」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。

- (1) 伊那市水道事業
 - ア 給水区域

(ア) 御園、山寺、坂下、荒井、西町、小沢、ますみヶ丘、小四郎久保、中央、日影、上の原、境、狐島、上新田、下新田、上牧、野底、美原、若宮、前原、仙美、伊那部及び福島の一部の区域

(イ) 中の原、平沢、横山、富県、美篤、手良中坪、手良野口、手良沢岡、東春近、西春近、西箕輪、高遠町西高遠、高遠町東高遠、高遠町上山田、高遠町下山田、高遠町小原、高遠町勝間及び高遠町長藤並びに南箕輪村のうち沢尻及び神子柴の各一部の区域（伊那市簡易水道事業の給水区域を除く。）

イ 給水人口 67,100人

ウ 1日最大給水量 31,600立方メートル

(2) 伊那市簡易水道事業

ア 名称及び給水区域 別表第1に掲げる名称及び区域

イ 給水人口 4,631人

ウ 1日最大給水量 2,325立方メートル

第2条第4項第1号ア中「別表第1」を「別表第2」に改め、同項第2号ア中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項第3号ア中「別表第3」を「別表第4」に改め、同項第4号ア中「別表第4」を「別表第5」に改め、同項第5号ア中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第3条第1項中「昭和27年政令第403号」の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第3条の2を次のように改める。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第3条の2 上下水道事業は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額があるときは、議会の議決により次の各号に定める積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて、あらかじめ議会の議決を経た場合は、この限りでない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(4) 災害準備積立金 災害による不時の損失に備える目的

第3条の3第2項を削る。

第3条の4第2項ただし書を削る。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の4の次に次の1条を加える。

(特別会計)

第4条 法第17条及び施行令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

別表第5を別表第6とし、別表第1から別表第4までを1表ずつ繰り下げ、附則の次に次の1表を加える。

別表第1 (第2条関係)

名称	給水区域
上新山簡易水道	富県上新山 (一部を除く。)
下新山簡易水道	富県北新の一部
西の平飲料水供給施設	富県上新山の一部
場広飲料水供給施設	富県上新山の一部
上奈良尾簡易給水施設	富県北新の一部
高遠町第一簡易水道	水上、荒町、北原、台殿、栗田、四日市場、中条、塩供
高遠町第二簡易水道	中村、野笹、板山、栗巾、半対、日向、道場、宮原、那木沢、久保、新井、原、川辺
黒沢簡易水道	黒沢
御堂垣外簡易水道	御堂垣外、松倉、藤沢中山
片倉簡易水道	片倉 (峠を除く。)
荊口飲料水供給施設	赤坂、北垣外、中屋
峠簡易給水施設	峠
新田簡易給水施設	弥勒新田
長谷簡易水道	非持山、非持、溝口、黒河内 (戸台を除く。)、中尾、市野瀬、杉島、浦

(伊那市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 伊那市水道事業分担金徴収条例 (平成18年伊那市条例第205号) の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」の次に「(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (平成18年伊那市条例第203号) 第1条第1項に規定する水道事業をいう。)」を加える。

(伊那市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部改正)

第6条 伊那市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例(平成18年伊那市条例第277号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊那市簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法を適用する条例

「経営する」の次に「簡易水道事業(飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。)並びに」を加える。

(伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止)

第7条 伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例(平成18年伊那市条例第160号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続している簡易水道の使用で、同日以後最初に使用水量が算定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

3 第7条の規定にかかわらず、同条の規定による廃止前の伊那市簡易水道事業の設置等に関する条例第4条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那市簡易水道事業(飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。)に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用すること等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「対しては、」の次に「それぞれ」を加え、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 退職職員（退職した伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1

項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

第3条 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市税条例等の一部を改正する条例

(伊那市税条例の一部改正)

第1条 伊那市税条例(平成18年伊那市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「、その」を「その」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第23条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項にお

いて同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申

告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第19条の10を附則第19条の11とする。

附則第19条の9第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の9第1項」を「附則第19条の10第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第

1 項」に、「附則第 19 条の 9 第 1 項」を「附則第 19 条の 10 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 19 条の 9 第 1 項」を「附則第 19 条の 10 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第 4 号中「附則第 19 条の 9 第 1 項」を「附則第 19 条の 10 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 33 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 19 条の 9 第 3 項」を「附則第 19 条の 10 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 19 条の 9 第 3 項」を「附則第 19 条の 10 第 3 項後段」に改め、「、第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項」とあるのは「附則第 19 条の 9 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 19 条の 9 第 3 項」を「附則第 19 条の 10 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 19 条の 9 第 3 項」を「附則第 19 条の 10 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「附則第 19 条の 9 第 3 項」を「附則第 19 条の 10 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 19 条の 10 とし、附則第 19 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 9 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 9 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、

第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時

で提出されたもの)に限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の9第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の9第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(伊那市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊那市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊那市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、伊那市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

(伊那市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 伊那市国民健康保険税条例(平成18年伊那市条例第55号)の一部を次の

ように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第10項から附則第14項までを2項ずつ繰り下げ、附則第9項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中伊那市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第19条の9の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の伊那市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊那市手数料徴収条例（平成 18 年伊那市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

	動物の飼養又は収容の許可		1 件につき（1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の許可を受けようとする場合にあっては、当該数件につき） 6,000 円
2 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受け若しくは消費の許可	譲渡しの許可		1 件につき 1,200 円
	譲受けの許可	火工品のみ	1 件につき 2,400 円
		25 キログラム以下	1 件につき 3,500 円
		25 キログラム超	1 件につき 6,900 円
	煙火の消費の許可		1 件につき 7,900 円
3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定に基づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付			1 件につき 2,900 円
4 屋外広告物条例（平成 5 年長野県条例第 23 号）の規定に基づく許可又は許可の更新	広告板類 広告塔類 広告幕類 立看板類 アーチ類	面積 2 平方メートル未満のもの	1 個につき 800 円

」を

「

	動物の飼養又は収容の許可		1 件につき（1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の許
--	--------------	--	--

			可を受けようとする場合に あつては、当該数件につ き) 6,000円
2	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法 律(平成14年法律第88号)の規定に基 づく飼養登録票の交付又は更新若しくは再 交付		1件につき 2,900円
3	屋外広告物条 例(平成5年長 野県条例第23 号)の規定に基 づく許可又は許 可の更新	広告板類 広告塔類 広告幕類 立看板類 アーチ類	面積2平方 メートル未 満のもの 1個につき 800円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の規定に基づく火薬類の譲渡し等の許可に関する事務を上伊那広域連合に移管することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「事務は、」の次に「別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

福祉医療費給付金の支給に関する事務に特定個人情報を利用するため及び個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

伊那市デイサービスセンター条例（平成 18 年伊那市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

デイサービスセンターみその園	伊那市御園 580 番地
デイサービスセンター春富ふくじゅ園	伊那市西春近 7171 番地 1

」を

「

デイサービスセンター春富ふくじゅ園	伊那市西春近 7171 番地 1
-------------------	------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

デイサービスセンターみその園を廃止するため、提案するものであります。

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成 2 2 年伊那市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬 4 1 1 番地 1
---------------	---------------------

」を

「

市野瀬地域支え合いセンター	伊那市長谷市野瀬 4 1 1 番地 1
中条介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪 5 1 6 7 番地イ
上戸南部介護予防・生活支援拠点施設	伊那市西箕輪 4 7 5 7 番地
宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設	伊那市富県 1 0 2 0 番地 1
西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設	伊那市高遠町勝間 6 3 3 番地

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 3 月 2 4 日から施行する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を設置するため、提案するものであります。

伊那市短期入所施設条例を廃止する条例

伊那市短期入所施設条例（平成 1 8 年伊那市条例第 8 6 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

短期入所施設やすらぎの家を廃止するため、提案するものであります。

伊那市火葬場条例の一部を改正する条例

伊那市火葬場条例（平成 18 年伊那市条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

10 歳以上 1 体につき	10,000 円	50,000 円	
10 歳未満 1 体につき	6,000 円	30,000 円	
死胎児 1 体につき	5,000 円	15,000 円	妊娠 20 週以上のもの
胞衣等又は身体の一部	2,500 円	10,000 円	妊娠 20 週未満の死胎児を含む。

」を

「

10 歳以上 1 体につき	11,000 円	55,000 円	
10 歳未満 1 体につき	6,600 円	33,000 円	
死胎児 1 体につき	5,500 円	16,500 円	妊娠 20 週以上のもの
胞衣等又は身体の一部	2,800 円	11,000 円	妊娠 20 週未満の死胎児を含む。

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに使用の許可を受けた場合における使用料については、なお従前の例による。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

火葬場の使用料を改定するため、提案するものであります。

伊那市霊園条例

伊那市霊園条例（平成 18 年伊那市条例第 104 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 聖地（第 4 条－第 20 条）
- 第 3 章 合葬式墳墓（第 21 条－第 34 条）
- 第 4 章 雑則（第 35 条－第 37 条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定により、霊園を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市営霊園

位置 伊那市ますみヶ丘 6984 番地 1

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 聖域 伊那市営霊園の全区域をいう。
- (2) 聖地 墳墓の造営又は碑石等を建設する場所をいう。
- (3) 墳墓 焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (4) 碑石 石材等によって、後世に伝えるべき事柄を表示して建設するものをいう。
- (5) 休憩所 墓参者等が、休憩等のために使用する施設をいう。
- (6) 合葬式墳墓 焼骨を共同埋蔵するための施設をいう。
- (7) 個別埋蔵場所 合葬式墳墓内において焼骨を個別の容器に納めて埋蔵するための設備をいう。
- (8) 共同埋蔵場所 合葬式墳墓内において焼骨を個別の容器に納めずに埋蔵するための設備をいう。

第 2 章 聖地

（聖地等の使用）

第 4 条 聖地は、墳墓の造営及び碑石等の建設並びに焼骨の埋蔵その他の祭祀を行う以外の目的で使用することはできない。

2 聖地は、合葬式墳墓の使用の許可を受けている者は、使用することはできない。

ただし、承継による場合は、この限りでない。

3 休憩所は、墓参者等の休憩等以外の目的で使用することはできない。

(死体埋葬の禁止)

第5条 聖地に死体を埋葬することはできない。

(聖地使用者の資格)

第6条 聖地を使用しようとする者(以下「聖地申請者」という。)は、市内に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項において市内に本籍のみを有する者又は同項ただし書の規定による場合は、市内に住所を有する者を管理人(以下「聖地管理人」という。)として定めて届け出なければならない。

(聖地使用の公募)

第7条 市長は、聖地を使用させようとするときは、公募を行うものとする。ただし、市長が公募をすることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(聖地使用許可)

第8条 聖地申請者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 聖地の使用許可は、1聖地申請者当たり2聖地以内とする。

(聖地使用料)

第9条 聖地使用料は、1聖地当たり29万円とする。

2 聖地申請者は、前項の聖地使用料を申請時に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(聖地管理料)

第10条 聖地管理料は、1聖地当たり年額4,500円とする。

2 聖地の使用の許可を受けた者(以下「聖地使用者」という。)は、前項の聖地管理料を毎年度、当該年度の属する4月30日までに市長に納入しなければならない。ただし、年度の中で使用を許可されたときの聖地管理料は、当該使用を許可された日の属する月以後の月数に前項に規定する額を12で除した額を乗じて得た額とし、当該月の翌月末日までに市長に納入しなければならない。

3 聖地管理料は、前納することができる。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、聖地管理料を減額し、又は免除することができる。

(聖地使用の制限及び費用の負担)

第11条 市長は、聖域の管理上必要があると認めるときは、聖地使用者の聖地内施設に制限若しくは条件を付し、又は必要な処置を命ずることができる。この場合において、経費は、全て聖地使用者の負担とする。

(聖地使用者等の義務)

第12条 聖地使用者は、常に聖地内を清掃し、聖地内施設の損壊による危険があるとき、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理し、その他必要な処置を講じなければならない。

- 2 聖地内施設は、別に定める基準によらなければならない。
- 3 聖地使用者は、本籍又は住所に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、市内に住所を有しなくなった者は、聖地管理人を定めて届け出なければならない。
- 4 聖地管理人は、聖地使用者に代わり、前3項に規定する義務を負うものとする。
- 5 墓参者等は、聖域内を清潔にし、他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。

(聖地使用权の譲渡等の禁止)

第13条 聖地を使用する権利(以下「聖地使用权」という。)を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用聖地の変更)

第14条 市長は、聖地の管理上必要があると認めるときは、聖地使用者に対し、使用する聖地を変更させることができる。

(聖地使用权の承継)

第15条 聖地使用者の死亡その他の理由により祭祀^しを承継する者が聖地使用权を承継しようとするときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用聖地の返還)

第16条 聖地使用者は、聖地を使用しなくなったときは、速やかに市長に届け出るとともに、当該聖地を原形に復して返還しなければならない。

(聖地使用許可の取消し等)

第17条 市長は、聖地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、聖地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 聖地を目的以外に使用したとき。
- (2) 聖地使用权を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 第12条に規定する義務を怠り、又は聖地管理料を滞納したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 聖地使用者が死亡し、又は住所不明であって、5年を経過しても第15条に規定する承継の申請がないとき。
- (6) 聖地使用者が法人である場合において、当該法人が解散し、1年を経過しても第15条の規定による承継の申請がないとき。
- (7) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 聖地使用者は、前項第1号から第4号まで及び第7号の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに聖地を原形に復して市長に返還しなければならない。

3 前条の規定による届出があったときは、聖地使用权は、消滅する。

(焼骨の改葬及び墳墓等の移転)

第18条 市長は、前条第1項第5号又は第6号の規定により使用の許可を取り消したときは、その聖地の焼骨を合葬式墳墓の共同埋蔵場所に改葬し、墳墓等を一定の場所に移転することができる。

(復旧費用)

第19条 聖地使用者が第16条及び第17条第2項の規定による原形復旧の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を聖地使用者又は聖地管理人から徴収する。

(聖地使用料の還付)

第20条 聖地使用者が、次の各号に掲げる期間に第16条の規定による届出をした場合に限り、それぞれ当該各号に定める割合を既納の聖地使用料に乗じて得た額を還付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 許可を受けた日から1年以内 100分の80
- (2) 許可を受けた日から1年を超え2年以内 100分の60
- (3) 許可を受けた日から2年を超え5年以内 100分の40

第3章 合葬式墳墓

(合葬式墳墓の使用)

第21条 合葬式墳墓は、現に焼骨を所持している者又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする者が使用できるものとする。

- 2 合葬式墳墓への焼骨の埋蔵は、個別埋蔵場所又は共同埋蔵場所のいずれかとする。
- 3 個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵することができる期間は、焼骨の埋蔵の許可を受けた日から起算して15年を経過する日までとする。ただし、当該期間について、1回に限り10年延長することができる。
- 4 前項に規定する期間を経過した後において、既に個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵している場合にあつては焼骨を共同埋蔵場所に移し、埋蔵するものとし、いまだ個別埋蔵場所に焼骨を埋蔵していない場合にあつては焼骨を埋蔵するときは、直接共同埋蔵場所に埋蔵するものとする。この場合において、第25条第1項第3号に規定する合葬式墳墓使用料は、徴収しない。
- 5 共同埋蔵場所の使用の許可を受けた者の焼骨は、直接共同埋蔵場所に埋蔵する。
- 6 合葬式墳墓は、聖地使用者は、使用することはできない。ただし、承継による場合は、この限りでない。

(合葬式墳墓使用者の資格)

第22条 合葬式墳墓を使用しようとする者（以下「合葬式墳墓申請者」という。）は、市内に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(合葬式墳墓使用の公募)

第23条 市長は、合葬式墳墓を使用させようとするときは、公募を行うものとする。ただし、市長が公募をすることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(合葬式墳墓使用許可)

第24条 合葬式墳墓申請者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請においては、合葬式墳墓に焼骨が埋蔵される者（以下「被埋蔵者」という。）を明らかにしなければならないものとし、その変更はできないものとする。
- 3 合葬式墳墓申請者と被埋蔵者が同一人である場合は、当該合葬式墳墓申請者は、

焼骨を埋蔵する際の立会人又は承継する者（以下「立会人等」という。）を定めて申請しなければならない。

（合葬式墳墓使用料）

第25条 合葬式墳墓使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個別埋蔵場所に埋蔵する場合 焼骨1体につき15万円

(2) 個別埋蔵場所の埋蔵期間を延長する場合 焼骨1体につき15万円

(3) 共同埋蔵場所に埋蔵する場合 焼骨1体につき5万円

2 合葬式墳墓申請者が市内に住所を有する者でない場合は、前項各号の規定による合葬式墳墓使用料に100分の150を乗じて得た額を納入しなければならない。

3 合葬式墳墓申請者は、前2項の規定による合葬式墳墓使用料を申請時（個別埋蔵場所の埋蔵期間を延長する場合にあっては、延長申請時）に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（合葬式墳墓管理料）

第26条 合葬式墳墓の管理料は、徴収しない。

（焼骨の埋蔵）

第27条 合葬式墳墓への焼骨の埋蔵は、市長が指定する者が行うものとする。

2 合葬式墳墓の使用の許可を受けた者（以下「合葬式墳墓使用者」という。）又は立会人等は、焼骨を埋蔵し、又は焼骨の返還を受けるときを除き、焼骨の埋蔵場所に立ち入ることができない。

3 個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨の容器は、別に定める基準に適合するものでなければならない。

（合葬式墳墓使用权の譲渡等の禁止）

第28条 合葬式墳墓を使用する権利（以下「合葬式墳墓使用权」という。）を譲渡し、又は転貸してはならない。

（合葬式墳墓使用权の承継）

第29条 合葬式墳墓使用者の死亡その他の理由により被埋蔵者の祭祀を承継する者が合葬式墳墓使用权を承継しようとするときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。

（使用の中止等）

第30条 合葬式墳墓使用者は、被埋蔵者の焼骨を共同埋蔵場所に埋蔵する前に合葬式墳墓を使用しなくなったときは、市長に届け出なければならない。

2 個別埋蔵場所の合葬式墳墓使用者は、第21条第3項に規定する期間内においてその使用を中止するときは、市長に届け出るとともに、既に焼骨を埋蔵している場合は、その指示に従って焼骨を引き取らなければならない。

（埋蔵場所の移転）

第31条 市長は、前条第2項の規定により焼骨を引き取ることとなっている合葬式墳墓使用者が不明なとき、又は焼骨を引き取らないときは、市長が焼骨を無縁として共同埋蔵場所へ埋蔵することができる。

(合葬式墳墓に埋蔵した焼骨の返還等)

第32条 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、改葬し、分骨し、又は返還することはできない。

2 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、第30条第2項の規定による届出をした場合を除き、改葬し、又は返還することはできない。

3 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨を、第21条第3項に規定する期間内において分骨しようとする場合は、合葬式墳墓使用者その他市長が認める者からの申出により行うことができる。

(合葬式墳墓使用許可の取消し等)

第33条 市長は、合葬式墳墓使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墳墓の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 合葬式墳墓使用権を譲渡し、又は転貸したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 合葬式墳墓使用者と被埋蔵者が同一人でない場合において、許可を受けた日から1年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(4) 合葬式墳墓使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が住所不明となってから5年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(5) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墳墓使用権は、消滅する。

(1) 合葬式墳墓使用者と被埋蔵者が同一人である場合において、当該者が死亡してから1年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

(2) 被埋蔵者の焼骨を共同埋蔵場所に埋蔵したとき。

(3) 第30条第1項又は第2項の規定による届出があったとき。

(合葬式墳墓使用料の還付)

第34条 合葬式墳墓使用者が、許可を受けた日から5年以内の期間に第30条第2項の規定による届出をした場合に限り、既納の合葬式墳墓使用料(延長に係る合葬式墳墓使用料を除く。)に3分の1を乗じて得た額を還付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 雑則

(聖域内の営業)

第35条 聖域内での営業行為は、行うことができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第36条 聖域内の市の施設を故意又は過失により損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の伊那市霊園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市に納入された使用料及び管理料（旧条例附則第2項の規定により市に納入されたとみなされた使用料及び管理料を含む。）については、この条例の規定により納入された聖地使用料及び聖地管理料とみなす。

3 施行日前に、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（旧条例附則第2項の規定によりなされた処分、手続その他の行為を含む。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

霊園に合葬式墳墓を設置するとともに、聖地に係る規定を改正するため、提案するものであります。

伊那市山荘条例の一部を改正する条例

伊那市山荘条例（平成 18 年伊那市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号ア中「7 月 1 日から 8 月 31 日」を「5 月 1 日から 9 月 30 日」に改める。

別表 2 中

「

宿泊料 (1 人 1 泊、素泊まり)	一般（中学生以上）	2,000 円
	小学生及び幼児（3 歳以上）	1,000 円

」を

「

宿泊料（1 泊、素泊まり）	1 部屋	12,000 円
---------------	------	----------

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

鹿嶺高原雷鳥荘の開設期間を延長し、及び利用料金を改定するため、提案するものであります。

伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例（平成18年伊那市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

ふれあい体験農園	ふれあい農園	伊那市西箕輪3900番地 103
地域食材供給施設	ファームレストラン マトの木	伊那市西箕輪3900番地 360

」を

「

地域食材供給施設	ファームレストラン マトの木	伊那市西箕輪3900番地 360
----------	-------------------	---------------------

」に、

「

交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地 1
--------	----------------	-------------------

」を

「

交流促進施設	みはらしファーム交流促進施設	伊那市西箕輪3416番地 1
地域食材提供施設	みはらしファームバーベキューガーデン	伊那市西箕輪3900番地 100

」に

改める。

第4条第3号の表中

「

	(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。
--	----------------------------

」を

「

	(2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関すること。
みはらしファームバ	(1) 地元農産物等の消費者への提供に関すること。

バーベキューガーデン	(2) 地域食材提供施設の維持管理及び運営に関する こと。
------------	----------------------------------

」に

改める。

第5条第1項の表中

「

みはらしファーム 交流促進施設	午前9時から午後5時まで	年末年始
--------------------	--------------	------

」を

「

みはらしファーム 交流促進施設	午前9時から午後5時まで		年末年始
みはらしファーム バーベキューガ ーデン	4月から9月 まで	午前10時から 午後7時まで	11月から翌年 の3月まで
	10月	午前10時から 午後5時まで	

」に

改める。

第8条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第1項中「ふれあい農園又は」を削る。

別表中

「

ふれあい農 園	1区画	4月1日から翌年3月31日 まで	6,500円
	2区画目以 降1区画に つき(同一 使用者の場 合に限 る。)		4,500円
ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日 まで	12,000円

」を

「

ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日	12,000円
-------	----	---------------	---------

| | | まで | | |
」に
改める。

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

ふれあい農園を廃止し、及びみはらしファームバーベキューガーデンを設置する等のため、提案するものであります。

伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成 18 年伊那市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中

「

鹿嶺高原キャンプ場	6 月 1 日から 10 月 31 日まで
-----------	-----------------------

」を

「

鹿嶺高原キャンプ場	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
-----------	-----------------------

」に

改める。

別表(3)を次のように改める。

(3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金

区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1 棟（6 人用）	8,000 円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1 サイト	5,000 円
	日帰り使用	1 サイト	3,000 円
テントサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1 人	1,000 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	500 円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1 人	500 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	250 円
ロッジ	宿泊使用	1 人	1,500 円
貸しテント（6 人用）	1 泊		5,000 円
貸しシュラフ	1 泊		1,000 円
コイン式シャワー	1 回（4 分間）		100 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

鹿嶺高原キャンプ場の使用期間を延長するとともに、利用料金等の規定を改正するため、提案するものであります。

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

伊那市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年伊那
市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「に居住する年齢満 18 年以上の者」を「の区域内に居住し、勤務
し、又は在学する者で満 18 歳以上のもの」に改める。

第 11 条第 9 号中「勤務に就く」を「職務に従事する」に、「勤務中」を「服務
中」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

消防団員の入団資格に市内に勤務又は在学する者を追加するため、提案するもので
あります。

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「

名称	位置
----	----

」を

「

名称	位置
伊那スタジアム	伊那市中央 5 4 8 8 番地 4

」に

改める。

別表第 1 中

「

名称	開場期間	開場時間
伊那市営野球場	4 月 1 日から 11 月 30 日 まで	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日 午前 5 時から午後 5 時まで

」を

「

名称	開場期間	開場時間
伊那スタジアム	4 月 1 日から 11 月 30 日 まで	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び日曜日 午前 5 時から午後 5 時まで
		上記以外の日 午前 5 時から午後 9 時 30 分まで
伊那市営野球場	4 月 1 日から 11 月 30 日 まで	休日及び日曜日 午前 5 時から午後 5 時まで

」に、

「

センターテニス コート	4月1日から 11月30日 まで	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで
----------------	------------------------	----------------------------

」を

「

センターテニス コート	1月4日から 12月28日 まで	休日及び日曜日 午前8時30分から午後5時まで
----------------	------------------------	----------------------------

」に

改める。

別表第2中第28項を第29項とし、第12項から第27項までを1項ずつ繰り下げ、同表第11項第1号中

「

年間入場券	一般	1人1年につき	6,500円
	高校生	1人1年につき	3,200円
	小中学生	1人1年につき	1,100円

」を

「

年間入場券	一般	1人1年につき	9,700円
	高校生	1人1年につき	4,800円
	小中学生	1人1年につき	1,600円

」に

改め、同項を同表第12項とし、同表中第2項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同表第1項第1号中

「

入場料を徴収する場合	入場料200円未満	1日につき	22,800円
	入場料200円以上300円未満	1日につき	38,400円
	入場料300円以上500円未満	1日につき	54,000円
	入場料500円以上700円未満	1日につき	69,600円
	入場料700円以上		市長が別に定める額

」を

	入場料を徴収する場合	市長が別に定める額
--	------------	-----------

」に

改め、同号備考を次のように改め、同項を同表第2項とする。

備考 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。

別表第2に第1項として次の1項を加える。

1 伊那スタジアム

(1) 球場

区分			利用料金	
専用使用	入場料を徴収しない場合	午前8時から正午まで		5,600円
		正午から午後5時まで		7,000円
		午前8時から午後5時まで		11,800円
		1時間につき		1,600円
	入場料を徴収する場合	入場料500円以下	1日につき	41,000円
		入場料501円以上700円以下	1日につき	74,200円
		入場料701円以上		市長が別に定める額

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。
- 2 入場料を徴収する場合とは、入場券、有償の会員券、優待券、整理券その他これらに類するものを発行して使用する場合をいう（以下同じ。）。

(2) 設備用器具

区分			利用料金
夜間照明施設	野球	2時間30分	12,500円
	ソフトボール	2時間	4,000円
スコアボード		1基につき	3,000円
放送器具		1式につき	1,500円
ベース板		1組につき	300円
ライン引器		1台につき	200円
マスク・プロテクター		1式につき	300円

備考

- 1 夜間照明施設の利用料金に掲げる時間は、当該利用料金を納入することにより使用することができる期間とする。
- 2 夜間照明施設を除く各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

長野県伊那運動公園野球場の移管及びセンターテニスコートの人工芝化に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊那市水道事業給水条例（平成18年伊那市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊那市水道事業」の次に「（伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）第1条第1項に規定する水道事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第2条中「伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）第2条第2項」を「伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第2条第3項」に改める。

第8条第1項中「水道メーター」を「管理者が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）」に改め、同条第2項中「水道メーター」を「メーター」に改める。

第19条の見出し中「水道メーター」を「メーター」に改め、同条第1項中「管理者が貸与する水道メーター（以下「メーター」という。）」を「メーター」に改め、同条第5項中「き損」を「毀損」に改める。

第25条第2項中「又は毎月」を削り、「により算定する。隔月の場合の使用水量は、各月均等とみなす」を「を各月均等とみなして算定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する個別給水契約を結んだ者が希望する場合は、毎月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量により算定するものとする。

第25条の2第1項中「定めて、」の次に「メーターごとに」を加える。

第32条第1号中「10,000円」の次に「（市内に本店、支店等を有しない場合は、30,000円）」を加え、同条第2号中「7,000円」を「14,000円」に、「水道メーター」を「メーター」に、「2,000円」を「4,000円」に改め、同条第4号中「1,000円」を「2,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第25条関係）

1 水道料金算出表（次項に掲げる給水区域を除く。）

(1月につき)

区分		一般用	公衆浴場用	私設消火栓用 (消火演習)	
基本料金	口径	円	円	円	
		13mm	700	700	—
		20mm	2,060	2,060	
		25mm	3,700	3,700	
		30mm	6,000	6,000	
		40mm	12,700	12,700	
		50mm	23,000	23,000	
		75mm	40,000	40,000	
	100・150mm	85,200	85,200		
従量料金 (1m ³ につき)	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	111	60	111
		10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	140		
		20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	165		
		30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	188		
		50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	211		
		100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	211		
		200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	211		
		400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	211		
		1,000m ³ を超える部分	195		

2 御堂垣外簡易水道料金算出表

(1月につき)

区分	給水区域	
	藤沢中山	御堂垣外のうち御堂垣外水道組合が管理する区域又は松倉のうち松倉簡易水道組合が管理

				する区域
基本料金			円 2,657	円 1,828
従量料金 (1 m ³ につき)	使用水 量区分	10 m ³ を超 える部分	266	—

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(水道料金に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の伊那市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条及び別表第1の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る水道料金の算定について適用し、同日前の使用水量に係る水道料金の算定については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、同日以後最初に使用水量が算定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。
(手数料に関する経過措置)
- 4 新条例第32条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

水道料金及び手数料の規定を改正するとともに、伊那市簡易水道事業（飲料水供給施設及び簡易給水施設を含む。）に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用すること等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市下水道条例等の一部を改正する条例

(伊那市下水道条例の一部改正)

第 1 条 伊那市下水道条例（平成 18 年伊那市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条の表中

「

指定工事店証交付手数料	新規登録 1 件につき	10,000 円	第 18 条の指定工事店証の交付をするとき。
	継続登録 1 件につき	5,000 円	
	再交付 1 件につき	5,000 円	

」を

「

指定工事店証交付手数料（市内に本店、支店等を有する者）	新規登録 1 件につき	10,000 円	第 18 条の指定工事店証の交付をするとき。
	継続登録 1 件につき	5,000 円	
	再交付 1 件につき	5,000 円	
指定工事店証交付手数料（市内に本店、支店等を有しない者）	新規登録 1 件につき	30,000 円	第 18 条の指定工事店証の交付をするとき。
	継続登録 1 件につき	15,000 円	
	再交付 1 件につき	15,000 円	

」に

改める。

別表を次のように改める。

別表（第 32 条関係）

下水道使用料算出表

(1 使用月につき)

区分		公衆浴場以外	公衆浴場
基本使用料		円 1,800	円 1,800
従量使用料 (1 m ³ につき)	使用水	10 m ³ 以下の部分	30
		10 m ³ を超え 20 m ³ 以下の部分	160
		20 m ³ を超え 30 m ³ 以下の部分	200

量 区 分	30 m ³ を超え50 m ³ 以下の部分	230
	50 m ³ を超え100 m ³ 以下の部分	260
	100 m ³ を超え200 m ³ 以下の部分	275
	200 m ³ を超え400 m ³ 以下の部分	285
	400 m ³ を超え1,000 m ³ 以下の部分	295
	1,000 m ³ を超え2,000 m ³ 以下の部分	295
	2,000 m ³ を超える部分	260

(伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊那市農業集落排水施設（以下「農業集落排水施設」という。）」を「農業集落排水施設」に改める。

第2条第7号中「農業集落排水施設整備区域」を「排水施設整備区域」に改める。

第3条の表以外の部分中「農業集落排水施設整備区域」を「排水施設整備区域」に改め、同条の表中

「

農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設	農業集落排水施設整備区域
-------------	------------	--------------

」を

「

農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設	排水施設整備区域
-------------	------------	----------

」に、

「

伊那市高遠町栗巾排水処理施設	栗巾浄化センター	伊那市高遠町長藤1386番地2	長藤栗巾の区域
伊那市高遠町宮原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室3025番地	山室宮原の区域

」を

「

伊那市高遠町宮原排水処理施設	宮原浄化センター	伊那市高遠町山室 3025番地	山室宮原の区域
----------------	----------	--------------------	---------

」に

改める。

第4条中「農業集落排水施設整備区域」を「排水施設整備区域」に改める。

第6条中「新築等」を「新設等」に改める。

第9条第1項及び第2項並びに第11条第2項中「の施設」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

農業集落排水施設使用料算出表

（1使用月につき）

区分		金額	
基本使用料		円 1,800	
従量使用料 (1m ³ につき)	使用水量区分	10m ³ 以下の部分	30
		10m ³ を超え20m ³ 以下の部分	160
		20m ³ を超え30m ³ 以下の部分	200
		30m ³ を超え50m ³ 以下の部分	230
		50m ³ を超え100m ³ 以下の部分	260
		100m ³ を超え200m ³ 以下の部分	275
		200m ³ を超え400m ³ 以下の部分	285
		400m ³ を超え1,000m ³ 以下の部分	295
		1,000m ³ を超え2,000m ³ 以下の部分	295
		2,000m ³ を超える部分	260

別表第2中

「

農業集落排水施設の名称	農業集落排水施設整備区域（円／戸）
-------------	-------------------

」を

「

(1戸につき)

農業集落排水施設の名称	加入金
-------------	-----

」に、

「

伊那市高遠町栗巾排水処理施設	550,000円
伊那市高遠町宮原排水処理施設	550,000円

」を

「

伊那市高遠町宮原排水処理施設	550,000円
----------------	----------

」に

改める。

(伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成18年伊那市条例第279号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該浄化槽の使用を廃止したときに届け出る者がいない場合その他規程で定める場合は、廃止の届出があったものとみなす。

第4条第2項中「休止し、若しくは」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると管理者が認めたときは、清掃を免除することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、戸別合併処理浄化槽の使用を廃止したときは、管理者が相当な事由があると認めたときに限り、規程で定める手続により住宅等所有者等に当該浄化槽を無償で譲渡することができる。

第5条第1項中「別表に定める」を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず」を「使用料は」に、「場合の使用料は」を「ものとし、その額は」に改め、「基本使用料」の次に「(以下「基本使用料」という。)」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「休止し、若しくは」を「又は」に改め、「し、又は再開」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 戸別合併処理浄化槽の使用を休止している期間も、基本使用料を徴収する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上

げる。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

戸別合併処理浄化槽使用料算出表

（1使用月につき）

区分		金額	
基本使用料		円 800	
従量使用料 （1 m ³ につ き）	使用 水量 区分	10 m ³ 以下の部分	30
		10 m ³ を超え20 m ³ 以下の部分	160
		20 m ³ を超え30 m ³ 以下の部分	200
		30 m ³ を超え50 m ³ 以下の部分	230
		50 m ³ を超え100 m ³ 以下の部分	260
		100 m ³ を超え200 m ³ 以下の部分	275
		200 m ³ を超え400 m ³ 以下の部分	285
		400 m ³ を超え1,000 m ³ 以下の部分	295
		1,000 m ³ を超え2,000 m ³ 以下の部分	295
		2,000 m ³ を超える部分	260

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市下水道条例別表、伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例別表第1及び伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例別表の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の汚水の排除の量に係る使用料の算出について適用し、同日前の汚水の排除の量に係る使用料の算出については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の伊那市下水道条例、伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例及び伊那市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道、農業集落排水施設又は戸別合併処理浄化槽の使用で、同日以後最初に汚水の排除の量が算定されるものに係る使用料は、

なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

- 4 この条例による改正後の伊那市下水道条例第43条の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

平成28年11月28日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

下水道使用料等を改定するとともに、維持管理に係る取扱いの見直し等を行うため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 市営駐車場

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市駅前駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
中央駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
中央第2駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
通り町駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
山寺駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
再開発ビル駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
竜東駐車場	伊那電装株式会社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2 福祉まちづくりセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
福祉まちづくりセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

3 デイサービスセンター

施設の名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
デイサービスセンター春富 ふくじゅ園	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
長谷デイサービスセンター	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

4 老人福祉センター等

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市高遠町老人福祉センター	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
伊那市高遠町高齢者生きがいセンター	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

5 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
中条介護予防・生活支援拠点施設	中条区	平成29年 3月24日から 平成37年 3月31日まで
上戸南部介護予防・生活支援拠点施設	上戸南部実行部	平成29年 3月24日から 平成37年 3月31日まで
宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設	三常会集会所管理会	平成29年 3月24日から 平成37年 3月31日まで
西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設	勝間西常会	平成29年 3月24日から 平成37年 3月31日まで

6 高齢者生活福祉センター

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高齢者生活福祉センターくつろぎの家	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

7 高齢者専用住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
長谷高齢者専用住宅	社会福祉法人伊那市社会福祉協議会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

8 山荘

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
鹿嶺高原雷鳥荘	一般社団法人伊那谷山りん舎	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

9 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
とれたて市場	上伊那農業協同組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
ファームレストラン トマ	上伊那農業協同組合	平成29年 4月 1日から

トの木		平成32年 3月 31日まで
そばの家 名人亭	上伊那農業協同組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで
手づくりパン工房 麦の家	伊那市手づくりパン同好会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで
みはらしファームバーベキューガーデン	上伊那農業協同組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 0 道の駅南アルプスむら長谷

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
地場産業振興施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 1 農産加工施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠町農産物加工施設	高遠町農産加工組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで
長谷農産物加工施設	農業法人ファームはせ株式会社	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 2 農村公園

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
南アルプス公園	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 3 林業振興施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
協業活動拠点施設	道の駅南アルプスむら長谷管理組合	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで
長谷山村広場施設	非持山区	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 4 キャンプ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
小黒川溪谷キャンプ場	株式会社伊那リゾート	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで
鹿嶺高原キャンプ場	一般社団法人伊那谷山りん舎	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月 31日まで

1 5 公営住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
若宮団地	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
西春近団地	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
日影団地	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
山本町団地	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

1 6 その他の住宅

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
二番郭内住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
五番住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
多町住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
相生住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
メゾン瀬戸	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
御堂垣外住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
荒町住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
小原上住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
小原中住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
山室住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
板山住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
小原北特賃住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
瀬戸特賃住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から

		平成34年 3月 31日まで
小原南後継者定住住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
小原南住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
小原南特賃住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
的場住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
東高遠住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
塩供住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
市野瀬定住促進住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
非特定住促進住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
非持住宅	長野県住宅供給公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで

1 7 野球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那スタジアム	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
伊那市営野球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで

1 8 運動場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
富士塚スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
美すずスポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
伊那西運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
東原スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月 31日まで
陸上競技場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から

		平成34年 3月31日まで
高遠スポーツ公園総合運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
高遠スポーツ公園河川グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
長藤運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
河南運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
伊那里グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
長谷総合グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

1 9 庭球場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
センターテニスコート	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
第2庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
サンビレッジ庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2 0 マレットゴルフ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
花の丘マレットゴルフ場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2 1 体育館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市民体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
サンビレッジ体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
高遠スポーツ公園文化体育館	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2.2 武道館

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
伊那市武道館	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2.3 屋内運動場

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
伊那公園屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
高遠町屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで
ほりでいドーム	一般財団法人伊那市振興公社	平成29年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで

2.4 旧井澤家住宅

施設の名 称	指定管理者の名 称	指 定 の 期 間
伊那部宿旧井澤家住宅	伊那部宿を考える会	平成29年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで

平成28年11月28日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 28 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 2 8 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市簡易水道事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 28 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

伊那市長 白 鳥 孝